

太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

上記について、下記のとおり指定する。

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び住所	太宰府歴史スポーツ公園 (太宰府市吉松四丁目305番地1外)
指定管理者となる団体の名称及び住所	公益財団法人 太宰府市文化スポーツ振興財団 (太宰府市五条三丁目1番1号)
指定の期間	令和5年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで

令和4年12月 6日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するにあたり、同条第6項の規定により議会の議決を求める。